

「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
洋上風力促進ワーキンググループ」
「交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会」
合同会議（第 33 回）

日時 令和 7 年 6 月 24 日（火）18：00～20：09

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局（古川室長）

定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会、省エネルギー・新エネルギー分科会、電力・ガス分科会、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会、洋上風力促進ワーキンググループ第 33 回、および交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会第 38 回の合同会議を開催いたします。皆さま本日はご多用中のところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。風力政策室長の古川でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、オンライン会議の運営に当たりましてご出席いただいている皆さまへ事務的に 3 点お願いがございます。

1 点目です。ご出席者におかれましては、本委員会中ビデオをオフの状態でご参加いただきますようお願いいたします。また、ご発言の時以外はマイクをミュートの状態にしていただきますようお願いいたします。

2 点目です。ご発言をご希望の際は T e a m s 会議の手挙げ機能で合図いただくようお願いいたします。

3 点目です。通信のトラブルが生じた際には、まず事務局にメールを入れていただきますようお願いいたします。改善が見られない場合には、事前にご連絡いただいた緊急連絡先に事務局から連絡をいたします。

その他、もし何かご不明点等ございましたら事前に事務局より連絡しているメールアドレスまでお知らせをください。

それでは、これ以降の議事進行につきまして山内座長にお願いすることといたします。山内先生、お願いいたします。

○山内座長

山内でございます。よろしくお願いいたします。

本日の合同会議の一般傍聴につきまして、これはインターネットによる視聴方式により

となるということにいたします。

それから本日の合同会議では議題として、公募占用指針改定案について、および洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるためのさらなる事業環境整備について、この2つを扱いたいと思います。

また、1つ目の議題の中で有識者のヒアリング、それから2つ目の議題の中では事業者団体へのヒアリングを行いたいと思います。

それではまず初めに、事務局から本日の資料の確認、これをお願いいたします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。インターネット中継でご覧の皆さまは経産省または国交省のホームページにアップロードしているファイルをご覧ください。

本日の配布資料については配布資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、資料1として有識者・事業者団体ヒアリング名簿、資料2として公募占用指針改定案について、資料3として洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための更なる事業環境整備について、資料4-1、4-2は有識者の皆さまから提出いただいている資料、資料5-1、5-2は事業者団体の皆さんからご提出いただいている資料でございます。

あと、参考資料として3点ございます。参考資料1は事業者資料要旨集、参考資料2として再エネ海域利用法の改正について、参考資料3として港湾法等の改正について、以上をご用意しております。

2. 議題

（1）公募占用指針改定案について

○山内座長

ありがとうございます。それでは議事に移りたいと思います。

まずは議題の公募占用指針改定案について、これを事務局から資料2のご説明をお願いいたします。

○事務局（古川室長）

それでは資料の2、公募占用指針改定案についてご説明をいたします。

ほとんどは前回お示しをした資料と同じでございますけれども、右下12ページの整理すべき論点案について、こちらについては後ほどご説明をいただく有識者のお二方に対してもこれらの論点についてご専門に関わる内容をお話しいただくようお願いをさせていただいております。

ページを飛んでいただいて22ページ、こちらが新たにお付けをしたスライドになります。

F I P制度の対象設備ですが、新規認定の場合とF I T制度からの移行の場合のいずれについてもF I P制度導入と同じタイミングである2022年4月に施行された再エネ特措法の関係告示において規定をされております。具体的には2022年4月の告示の施行時には50

k W以上の各種再エネ電源とする旨が規定をされておりまして、その後 2023 年 4 月に同告示が改正をされ、太陽光については 10 k W～50 k Wまでのものも対象とする旨が規定をされておりまして。

資料の 2 のご説明は以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。それでは続いて、公募占用指針改定案に関する有識者ヒアリング、これに進みたいと思います。

本日は政府調達と競争政策がご専門の筑波大学の楠教授、それから財務管理がご専門で、P F I とかそれに関するそういう自治体の委員を数多く務められていらっしゃる青山学院大学の山口教授にご参加いただいております。

それで2人からのヒアリングについては、事務局のほうで進行していただこうと思いますのでよろしくお願いいたします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。ご説明の順番でございますけれども山口先生、楠先生の順にお願いできればと存じます。ぜひ、忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

それでは、山口先生お願いをいたします。聞かれている皆さまは資料 4－2 をご覧いただければと思います。山口先生、よろしくお願いいたします。

○山口先生

青山学院大学の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど事務局からご説明いただいた資料の 2、整理すべき論点案ということで①～③ありますけれども、それに関連する内容ということで私自身これまで P P P / P F I について国の委員であるとか自治体の委員を務めてきた、また自身として専門でやってきたというところもあります。そういった観点から少し意見を述べさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

資料 4－2 をご覧いただきたいと思います。

今回の大きなポイントというのは 6 番目のポツのところですかね。第 1 ラウンド公募の時期と F I T 制度の対象領域における F I P 認定の適用拡大に関する検討がなされている時期、これが重なっていたというのは大きなポイントだろうとは思っています。そういったことを念頭に置きながら、少し整理をさせていただいております。

まず最初のポツから説明をしていきますけれども、F I P 制度への移行については再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会の中間取りまとめと調達価格等算定委員会、令和 3 年度以降の調達価格等に関する意見のいずれも F I T 制度の対象領域において F I T 認定を廃止し F I P 認定のみに一本化するのでなく、F I T 認定と F I P 認定のいずれかを事業者が選択できる方向性というものを提示しています。

さらに、F I P 制度の施行は第 1 ラウンド公募後の令和 4 年 4 月であり、公募時点では F I P 制度が電力市場に及ぼす影響というものはまだ明らかになっていないということか

らF I T制度を前提とした提案に基づき審査を行うことは当時の判断としては合理的であったと考えられます。F I T認定とF I P認定のいずれかを選択できるからといって、F I T制度を前提とした提案とF I P制度を前提とした提案の2つの提案を求めて審査を行うというのは提案を出す側、応募事業者にとって著しく負担が重いと考えます。

一方、第1ラウンドにおいては施行前だったわけですがけれども、仮に施行前のF I P制度を前提とした提案のみを求めるとした場合、応募事業者にとっての予見可能性、特にオフテイクとの条件設定、これが価格とか売電量とか契約期間等、合理的な条件設定というのはなかなか先が見通せないという中で難しいということで、一番ポイントになるのは収支計画上、売電価格に関する予見可能性ということになりますけれども、この点がかなり厳しい状況、低い状況にもかかわらず、もしF I P制度1本で提案を求めるといった場合に、採択後に提案で想定した電力市場に関する条件と実際に直面する電力市場に関する条件とに著しい乖離が生じて、応募事業者にとって不利な状況に陥った場合であっても、応募事業に提案どおりの計画遂行を義務付けることは予見可能性の低い重大なリスク、特に収入リスクを応募事業者に負担させることとなり問題があると考えられます。

P P P／P F Iにおいては最適なリスク分担というものが重視されるわけですがけれども、こういった観点から見ますと、当時はF I T制度のみが運用されていたので、F I T制度を前提とした提案であれば応募事業者にとってF I P制度より予見可能性が高い状況の下で、自らにとって合理的と考えられる計画を策定し提案することができたということから、適切であったと考えています。

その上で、F I T制度を前提として提案された計画が採択された後に、国民負担の中立性を確保することを条件としてF I P制度への移行を認めることは、最初に挙げた取りまとめと意見の方向性に沿ったものであり、他の再生可能エネルギー事業者との公平性を確保する観点からも適切であると考えています。

ただ、最初に申し上げたとおり、第1ラウンド公募の時期と、F I T制度の対象領域におけるF I P認定の適用拡大に関する検討がなされている時期とが重なっていたので、経済産業省におかれましては、F I T制度を前提とした提案に基づき審査を行うことの意味と、F I P制度の施行に伴ってF I T認定とF I P認定のいずれかを選択することが可能となるという方向性を、早い段階で丁寧に説明する必要があったと考えています。

この点について、私は内情をよく知らないのですが、経済産業省が応募事業者側にどのように説明していたのか、これを把握していないわけですがけれども、結果的に経済産業省の考えが応募事業者側に十分に伝わっていなかったということであれば、これは反省すべき点だと考えています。

また、F I P制度は令和4年4月に施行されましたので、公募占用指針の改定には整理に当たって時間を要するということがあったとしても、改定予定である旨というのは制度施行後、速やかに提示すべきであったと考えています。

今回、F I P施行後3年を経て公募占用指針を改定し、これを受けて第1ラウンドの事

業者がF I P認定を申請して認められた場合、第2ラウンド、第3ラウンド事業者とオフテイカーの獲得の面で競合が生じる可能性というのは、これは否めないということがありますので、もし仮に第2ラウンド、第3ラウンド事業者が計画提案時に予定していたオフテイカーを、第1ラウンド事業者に奪われるようなことがあって、その結果、採算性に悪影響が及ぶ事態が発生した場合には、何らかの配慮を行う必要があるんじゃないかなと思っています。

私からは以上となります。

○事務局（古川室長）

山口先生、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、楠先生、お願いできればと存じますが、聞かれている皆さまは資料4-1をご覧くださいと思います。

それでは、楠先生、よろしくお願いします。

○楠先生

よろしくお願いいたします。筑波大学の楠と申します。本日はこのような報告の機会を与えていただきまして、委員の皆さまには感謝申し上げます。

これから公共契約における契約変更、あるいは契約締結後の随意契約の追加といった点についてお話をさせていただきます。私の専門は独占禁止法、公共調達の制度でございますので、私の報告がどの程度の関連性を持つかは分かりませんが、委員の皆さまが議論を進める上で何らかの参考になれば幸いです。

なお、私は洋上風力発電に関わる占用許可や関連する公募、料金設定のスキーム等については分野外でありまして、委員の先生のような専門知識を持ち合わせていないということをお断り申し上げておきます。

まず仮定1ですけれども公共契約、ここでは公共調達を念頭に置きますが、元契約の変更契約というものはどこまで許されるのかという点についてですが、これについては公共契約を規律する会計法や地方自治法には契約変更に関わる規定は存在しません。しかし、当然一定の制約はあるはずです。大きな視点としては、1元々の契約における適正さの担保、そして後から追加した部分に求められる適正さの担保の2つのアプローチがあるかと思います。ただ厳密に、この2つのアプローチごとに議論が重ねられているというかと、そうではないのが現状です。

おおよそ、次のような考慮要素として指摘されているのが現状かと思います。まず、前後における契約内容の一体性です。例えばある省庁の公共契約に関して会計検査院報告で一般に国の契約における契約内容の変更は契約の同一性を失わない範囲で行うものとされており、また契約の同一性を失わない範囲であるかどうかについては個別の契約の内容に照らして判断することとされていると述べられております。

次に、契約変更の必要性の大きさです。当然ですが公共調達は公的財源に基づくものですので、公共調達の最終的な目標の国民の利益の観点から契約の変更が可能な範囲、可能

な射程というものを考える必要があります。そして、元々の競争入札における競争要素への影響です。規模や使用等の大幅な変更は当初入札における他の業者の競争行動にも影響を与えます。このあたりの公正さの担保の要請が働いていると言えます。

さらに変更の必要性にもリンクしますが変更を認めないこと、すなわち契約を解除してもう一度競争入札をやり直すといったことですが、それによる損失、コストの大きさも重要な要素になってくるかと思います。

ここで参考として「デジタル庁調達手続マニュアル」というものについて紹介をさせていただきます。ここでは次のように述べられております。当初の契約と契約の同一性が失われておらず、当初契約では予想できなかったものであることを原則とし、金額の増加によってWTO調達案件、対象案件になることなど、各種法令に抵触しないことが前提であるとしつつ、以下の指針を示しております。

まず、会計年度における現契約に対する契約変更が2回目以内であること。かつ、契約変更に伴う増額見込み額が現契約金額の40%以内であること。そして閣議決定により策定された施策により既存契約に変更が必要となること、というのがまず原則ですが、ただ、真にやむを得ない場合は、また契約変更等を認めるという指針でございます。

具体的には利用期間、連携システムの事情、もしくは資材高騰や長期的な欠品など他動的要因によるもの。地震、津波、台風などの自然災害により国民の生活、生命や安全に関するもの。災害以外で国民生活に多大な影響を与えるもの。そして安全保障に関わるものといったことが指摘されております。

こうして見ると競争性と現契約における公正性というよりは、むしろ一体性、合理性、必要性、予測可能性などが強調されているのかなと考察しております。

次に2ですが、その場合、契約変更ができないとなると次にオプションとしてあるのが追加の随意契約を行うということですが、これは随意契約を行うことの国民の利益、随意契約を認めないことによる損失の大きさ、そして随意契約理由、法律上どの条文、どの規定に基づいて随意契約を認めるかといったことが関連するポイントになるかと思えます。

参考までに予算決算および会計令102条の4というものを見てみたいと思います。ここでは、以下のものに関しては随意契約による場合については財務大臣に協議しなければならないと書いてあるんですけども、財務大臣の協議が不要なものも幾つか列挙されております。

例えば四で、競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合については、例えば現契約の履行中の公示、製造、物品の買入れに直接関連する契約を、その履行中の契約者以外に履行させることが不利になる場合、これは確かにずっと作っている継続中のものですので他の業者に任せられないといった場合には、財務大臣の協議は不要であるとか、そういった規定があります。

あと他には、緊急を要するものとか、あるいは競争入札を許さないものといったものも

協議が不要だという規定がありますので、こういった規定が参考になるのかなと思うわけです。

最近の動きとして、2つだけ挙げさせていただきます。

1つは国土交通省の方針ですけれども、契約変更を認める場合、行う場合には第三者による適正なチェックというものを求めるといったことで契約変更の適正さを担保しようといった方針が定められていたり、あるいは公共工物品質確保法という法律がありますけれども、公共工事に関しては地域において、もうその業者しか受けることができないだろうということが十分予測できる場合には公募という手続きを取って、誰も手を挙げなかった場合には、その業者に随意契約を行うということが定められています。これは元々契約変更によって地域、付近で工事を行っている業者に契約法という形で、次の工事というものをくっつける形の実務が行われていたんですけれども、それがいろいろ批判されたことを受けて、このような随意契約の手続きを設けたということになります。

4番目ですが、関連する事項について少しだけ紹介させていただきます。

私の専門である独禁法にも関係するんですけれども、令和3年に内閣官房等がパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージというものを公表しました。それに基づいて令和6年に建設業法が改正されたんですけれども、その中で資材高騰時における受発注者間での誠実な交渉とか、あるいは労務費を割り込むような不当に低い対価での契約の禁止とか、そういったものが定められました。

そして公正取引委員会の動きを考えた時に、顕著な動きとして優越的地位濫用規制というものを積極運用するという動きがあります。これは資材、費用高騰時において契約変更に応じない、あるいは向き合わない、誠実に交渉しないといった当事者に対して同規制というものを積極的にそれを適用するということを示唆するといった動きがございます。

簡単ではございますけれども、以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○事務局（古川室長）

楠先生、ありがとうございました。それでは山内座長にお返しします。

○山内座長

それでは今、改定案とそれから2人の有識者の方のご説明、プレゼンテーションをいただいたわけですが、これからは委員の皆さんからご質問をいただくということにします。ただ、前回のヒアリングを行ったわけですが、その際に時間の関係もあり、委員の方のご質問の時間を取ることができなかったということがございまして、それで本日は前回ご参加いただいた事業者の皆さまにもオブザーバーとしてご参加していただいておりますので、委員の皆さまにおかれましては今の有識者のお2人のお話、プレゼンだけではなくて、前回事業者の皆さんがしてくださったご説明についてもご質問があればお願いしたいと思います。

それで、そうなってくるといろいろ誰に質問するのかとかということがありますので、

できる限りどなたに対するご質問なのかとか、有識者に対するものであれば、そのお2人のうちどちらの方なのかとか、事業者に対するものであればどの事業者に対してのご質問なのか、あるいは回答してほしいのかと、あるいはそういった特定の事業者がいるのかいないのかということも最初におっしゃっていただけると幸いですというふうに、議論がうまくかみ合うのではないかなと思っています。

それで、ご質問のある方は手挙げ機能でご合図いただいて、こちらからご指名することになります。それで、当然ですけれどもご発言時以外はミュートの状態をお願いしたいと思います。それからそういうふうにいるいろいろ複雑です。前までこの会議というかエネ庁の会議みんなそうなんだけれども、ずっと質問とか意見とかを伺った後で、全体を振り返って事務局および関係者からのご回答という形になっているんですけれども、そういうことが多いんですけれども、今回は何人かの方にご質問ご意見を伺って、3～4人、このくらいのところでいったん切って回答の時間を設けてやりたいと思っております。よろしいですか。ということで、ご質問があれば手挙げ機能でお知らせをいただきたいと思っています。

それでは、石原委員どうぞご発言ください。

○石原委員

石原でございます。まず、先生の方からのご説明についてありがとうございます。専門の先生の話聞くと、いろいろ考えてもよく分からなかったことを少し分かるような気がしました。非常に貴重な機会ですので、ぜひ山口先生に教えていただきたいと思っています。

今日の先生のご説明についてF I T、F I Pに関してこれまでの経緯、そしてそういった変更する時の影響について非常に詳しく説明していただきまして、中では私も非常に納得できていると思っていたのは、どちらかというと事業者さん。前回のヒアリング、いろんな意見いただきまして、中では事業者さんから見ると、この変更に関して、もっと早い段階で説明ができていなかったのか、あるいは突然出てきたということで驚かれていろいろ意見出されたと思います。先生も整理するなかでもしそういうこと発生しているのであれば、十分に伝わっていなければ反省すべき点であると考えていますとおっしゃられています。

それともう1つ、先生が最後のところに、これも事業者さんの中に同じような意見たくさんありまして、ラウンド1の事業、F I TからF I Pに認定申請された場合、ラウンド2とラウンド3の事業者の、例えばオフテイカーの獲得の面について競合になるということを見ると影響あるということを多くの事業者さんから指摘されいただきました。

そこで、先生に伺いたいことは2点ほどありまして、1つは過去にこういった影響を受けるような、受ける可能性あるような案件について、これまでにどのような実施例あるいはその解決案というものを示されたか、もし先生が可能でしたら1～2例紹介していただければ幸いです。

もう1つ、今回の件についての影響、特にラウンド2、ラウンド3の事業者、オフテイカーに対しての獲得の面について競合になる、そういう可能性が当然考えられますので、

そういった事態を想定された場合、当然採算性に影響を与えるというようなことを考えられますので、そうしますとおっしゃったように、何らかの配慮を必要だというふうに先生が考えていますが、現時点でどういった配慮を考えられるか、もし可能でしたら教えていただければ幸いです。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。もう一方いきましょうか。桑原委員、どうぞ。

○桑原委員

ありがとうございます。前回の事業者ヒアリングにご参加をいただいた皆さま、それから今日の楠先生、山口先生のご説明、本当にありがとうございました。私もパブコメの結果を拝見し、また、先日の事業者ヒアリングをお聞きをして、特にF I P転のところは公募占有指針の改定案を取りまとめるぎりぎりのタイミングになって出てきたポイントであり、もっと丁寧に議論を進めていただくべきだったと委員の一人として反省をしております。ですので、パブコメの結果を受けて、このような機会を設けていただいて改めてしっかり議論することがプロセスとしても非常に重要と考えております。

ただ一方で、各海域のプロジェクトも進捗している状況ですので、できるだけ早く方向性を出すように迅速に進めていただくことも大事だと思いますので、事務局におかれましてはその観点も含めてご対応お願いできればと思っております。

質問、あるいはコメントを3点させていただければと思います。

まず、過去ラウンドの公募占有指針の改定について、どういう状況においてどういう基準で改定を認めるべきか、あるいは認めないべきかという点について非常に悩ましく思っておりましたけれども、先ほどの楠先生、山口先生のご説明は大変参考になりました。

私自身はこれまで過去ラウンドの公募占有指針の改定は、その必要性それから国民負担への影響も踏まえた合理性、正当性を説明できるかというところと、当時の公募の正当性、公正性に重要な影響を与えるような変更かという観点が重要だと考えて意見を述べてまいりましたけれども、両先生のお話をお聞きして、おおむねその考え方は間違っていないかと思っています。

その上で、楠先生に対してご確認をさせていただきたいのですが、といいますのも山口先生のほうはF I P転を認めること自体は、発表の時期の点はともかくとして、いいのではないかと考えていただいているので、楠先生のほうにご確認をさせていただきたいと思っています。

頂いたご示唆を踏まえて第1ラウンドのF I P転をどう考えるかという点について要素を当てはめていくと、まず必要性や合理性、必要性というところは洋上風力発電のような、長期かつ大型のプロジェクトで過去ラウンド時点では予見し難かったであろうレベルの資源高、インフレ、為替等の問題が生じ、どの選定事業者にとっても極めて厳しい状況になっている中で、一方で国策である洋上風力を確実に実施していかなくてはならないという

政策がある中で、事業環境整備を行うことの必要性というのは理解できる、それから2点目としては、F I P転自体は国民負担を増やすのではなくて、むしろ国民負担の観点からはF I P転が望ましいということで、他の電源を含めてF I P転を政策的に進めていて、そういう観点でも合理性があるということ、それから3つ目、公募の公正性という観点では第1ラウンドは落札事業者も含めて全員がF I T前提で入札をするということになっていて、F I P転ができるかどうかというところについては、できると公募占有指針に書いていませんから、F I T前提での入札を行っていた、その状況は全員同じなので事後的に施行されたF I P転を認めることが、当時の公募の公正性を害することではないというふうに言えるのではないかと考えているのですが、この点、楠先生のご見解とも合致するのかどうかご確認をいただきたく思います。

それから事業者の方へのご質問です。

まず、F I P転を認めるべきでないというご意見の事業者の方は、その他の施策、例えばインフレに関する価格調整や風車変更の明確化などについては、どうお考えなのかを確認させていただきたいと思います。インフレ調整にしても、公募の当時、より保守的な前提を立てていた事業者の方が競争上、不利に働いた可能性もあり得るように思うのですけれども、もしインフレ調整や風車変更の明確化はいいけれどもF I P転は駄目だというとすると、そこは合理的な区分ができるのか理解が難しく、ご見解をお聞きできればと思います。

それから最後に3点目、公募間の公正性の点についてのコメントですが、第1ラウンドがF I P転することで、オフテイカーマーケットに影響があり、特にゼロプレ水準で落札した事業者にとって厳しいというのはお気持ちは察するところなのですが、洋上風力もこれからどんどん導入量が増えていく、また他電源もどんどんF I P転を進めているということで、オフテイカーマーケットにはこれからいろいろな事業者、電源の参入が予見される場所だと思っています。そういう意味では、オフテイカーマーケットを健全に拡大させていくために、必要な施策を議論していくほうが建設的な方向ではないかと思っています。

一方で第2ラウンド、第3ラウンドでゼロプレで選定された事業者は価格調整メカニズムが意味をなさないこともあり、現状の施策では不足であるという危機感がこうしたコメントにつながっているのではないかと拝察しております。そうであれば、そういう前提でより一層施策を考えていかなくてはならないと思っているのですが、こういう私の意見について何かコメントやご意見があればお聞きできればと思います。

長くなってすみません、以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、まずはこのお2人のご質問、ご意見について石原委員から山口先生にご質問がありましたので、お答えをいただきましょうか。

○山口先生

山口です。ご質問ありがとうございました。

石原委員からいただいたご質問は2点あるかと思います。今回のような大きな影響がある変更ということで、過去に影響があった案件でどういったものがあつたのかというのと、どういった対応があつたのかというのを知っている範囲で説明してもらいたいということと、あともう一つ、いわゆる競合の可能性、オフテイカー獲得。その場合にどういった配慮を行う必要があるのかというので考えがあればということだったと思います。

まず、1点目なんですけれども、私がこれまで事業者選定等で携わってきた中で大きな影響を受けたというのは、どちらかといえば発注者というよりは受注者側が昨今の著しい物価変動の中で、物価があまりに上昇し過ぎたので全体のいわゆる施設の規模を見直したいとか変更したいとかそういうもの、あと金額を見直してほしい、それが大きなものということで。こういった発注者側のほうの変更で受注者側が大きな影響を受けるというのは私自身は経験がないということで、この程度しか回答できなくて申し訳ありません。

2点目なんですけれども、第1ラウンド事業者がFIP認定を申請して、その結果オフテイカーの獲得で競合が起きて、第2ラウンド、第3ラウンド事業者が元々提案していたオフテイカーが奪われるということが実際に顕在化して、それによって第2ラウンド、第3ラウンド事業者の収支計画に悪影響が出るといった場合には配慮が必要だと考えています。その場合、第2ラウンド、第3ラウンドの場合ゼロプレミアム水準ということなので、プレミアムを一定程度認めるかどうかというのは一つ判断の余地が出てくるのかなと、これは個人的な意見ですけれども、そういったふうには考えております。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。石原先生よろしいですか。

○石原委員

非常に明快に先生から説明していただきまして非常に参考になりました。今後の議論の中で、私も先生の考えには賛同いたしますが、ただ具体的にこれはどうやって配慮をしていくのか、実施していくためには国と他の委員の皆さまと一緒に考えていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは桑原委員からのご質問は、まずは楠先生に対しての質問と、それから事業者の方、特に前回プレゼンいただいた事業者の方についての質問あるいはご意見の照会ということになりますので、まずは楠先生からお願いできますか。

○楠先生

楠です。どうもありがとうございました。先ほど申し上げましたけれども私は洋上風力に関わる事業のスキームについては専門的な知識を持ち合わせていないので、その部分に関してはお許しください。

ただ、桑原先生がおっしゃったような話は非常に説得的に聞こえました。公共契約、公共調達の観点からいいますと、先ほど申し上げましたが、まず事業が一体であること、同一であること、そして変更というものの合理性があること、国民の利益の観点から必要であること。そして変更に当たって、例えば資材の急激な高騰といった予測可能性があること、そういった場面においては契約変更というものが正当化されやすい。それとの関係で競争性に関してですけれども、それは先ほど申し上げた合理性とか必要性とかいうものが大きければ相対的な問題として競争性の部分というものは少しトーンが低くなるかもしれませんが余程大きな変更というんですか、元々つくっているものが違うとかそういった大きな要素の変更があれば考慮をしなきゃいけないんでしょうけれども、そのあたりは合理性、必要性といったこととの関係で競争性の部分も考えていくのかなというふうに認識しております。

以上です。ありがとうございました。

○桑原委員

ありがとうございました。大変参考になりました。

○山内座長

それでは、事業者の方への意見のご照会等がございますので、これは事業者の方で手挙げでお答えできる方こちらにお知らせいただきたいんですけど、どなたかいらっしゃいますか。あるいはどなたかの事業者の方いらっしゃいますか。

ユーラスエナジーの方から、まずいきますか。お願いいたします。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス

ありがとうございます。ご質問の部分でF I P転の話と、あとインフレ価格調整の部分を、要は同じスタンスで考えるんじゃないかといったご発言あったと思うんですけど、それはそのとおりかなと思います。インフレ等について、どういう扱いをされていたか、ルールとして1ラウンドの時、そこはすみません、確認しないと事実としては今ぱっと分からないんですけど、ただし公募の時はこういうルールであったというのが、公募があった後にそこは変えますというのはおかしい話なので同じスタンスで望むべきというご発言には、そのとおりだと思います。

○桑原委員

ごめんなさい、私は同じスタンスで臨むべきというよりは、価格調整のメカニズムは入札公募占有指針に書いていないから、公募の当時、もしもそれできますかって聞かれば駄目ですということだったと思います。なので、そこも事後的な変更になるわけですが、もしもF I P転は駄目だけれど、そっちはいいよとおっしゃっているんだとすると一貫しないなと思ったんですけど、今のご発言は、それは両方とも認めるべきではないという事業者さまのご意見があるというふうに理解をいたしました。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス

そうですね。ダブルスタンダードではなくということは、そのように思います。

○山内座長

その他の方でいらっしゃいます？ 桑原委員よろしいでしょうか。

SSEパシフィコの方、どうぞご発言ください。

○SSEパシフィコ株式会社

すみません、ありがとうございます。桑原委員からご指摘をいただきました点についてコメントさせていただければと考えております。入札の公平性という観点につきましては、一定の同一の条件の下で当時の事業者が選定をされたかどうかということに加えて、一定の条件の下で最適な事業者が選定されたのかどうかということも含めて公平性、公正性ということを検討するべきではないかと考えてございます。

そういった考え方からいたしますと、事業実施の条件を大きく変えるような事後的な変更であればあるほど、基本的には認められにくいということになるのではないかと考えてございます。といいますのも、FIP転も含めてですけれども事業実施の前提条件大きく変えるような変更ということになりますと、変更前の条件で選定をされた事業者が変更後の条件の下においても最適な事業者が選定されていたのかどうかということの担保が難しくなるのではないかと考えてございますので、今回ご提案いただいた個別の提案のどれがそれに当たるか当たらないかということは、個別の検討が必要というふうに理解をしておりますけれども、根本的に事業モデル、事業の態様を変更するような事後変更については基本的には認めるべきではないのではないかと考えてございます。

○山内座長

桑原委員、よろしいですか。

○桑原委員

多分ご意見として事後的変更について一律に考えるのではなくって、それが当時の評価にどういう影響を与えたかという視点も見ながら個別の変更について見ていってほしいんだというご意見というふうに理解をいたしました。よろしいでしょうか。

○大崎オブザーバー

おおむねそういった内容の意見でございます。事業モデルが大きく変わるものについては慎重に判断するべきであろうという意見でございます。

○桑原委員

事業者さまのお考えということで承りました。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。それでは委員の方、他にご質問ご意見いかがでしょうか。ご回答ということですかね、どうぞ。レノバの方、今、手挙げされたと思いますが。

○株式会社レノバ

レノバ齋藤でございます。ただ今の桑原委員のご質問に対する私どもの見解を簡単に述べさせていただきますと、私どもRENOVAといたしましては1ラウンドのまさにパブ

リックコメントの中でエスカレーション、まさに物価変動の対応につきましてはその必要性を唱えていたところもございまして、昨今、足元の状況を考えますと、ここの部分において価格調整スキームを採用するということについては違和感というのは正直感じておりません。まさに1ラウンドの公募選定上の判断に大きな影響を与えていないというそういった理解をしております。

一方でF I P転のところにつきましては、繰り返しになりますけれども、まさに五島市沖のパブコメにおけるエネ庁さまの回答の内容であるとか、実質価格点で事業者が決定した第1ラウンドの結果の土台、これを無効化する措置につながる可能性があるというように考えておりまして、まさに公募の公平性、公正性の観点で問題があるのではないかと、これについてはなかなかわれわれとしては看過できないという意見でございます。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございます。よろしいですか。

○桑原委員

今のような事業者さまのお声もあるということも踏まえつつ、先ほどの楠先生のご意見なども考えながら、さらに委員会で議論を深めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。それでは他に、委員の方でご質問、ご意見、ご発言ご希望いらっしゃるでしょうか。

飯田委員、どうぞご発言ください。

○飯田委員

飯田です。発言の機会ありがとうございます。先生方もご説明ありがとうございます。感想じみたところは置いて、先ほど桑原委員や石原委員のコメントとかぶるので控えていただき、楠先生のほうに教えていただきたい点として、今回洋上の公募は元々公募自身は制度を少しずつ少しずつ時宜に合わせて、最適に変えていきたいと思いますということ、いろいろ検討が進められていて、それぞれの公募のそれぞれのタイミング、各ラウンドの独立性というのは比較的担保されていくということで、それぞれの公募占用指針を議論するということで理解をしています。

他方で、公募間の公平性というのは、どう考えていくべきかというのがもし教えていただければ、特に変更することによる公募間のインパクトというのが競争法上どのように映るのかというのを、もしご専門の知見であつたら教えていただきたいというのが一つ。

もう1つは、こういう契約においてももちろん公募側というか委託元のこういう変更に対するインパクトにも責任の重さというのはあると思っていますし、先ほどの山口先生からのお話で説明不足でないかというところは非常に重要で、かつ考えていかなきゃいけないところではあるんですけれども、他方で公募に参加する、かつ公募参加者の責務みたいな

ものはどう考えていくべきなのかというのは、もし競争法の観点であれば教えていただきたいなと思いました。

その点は、例えばですけれども資料の中で元々の競争における競争要素の影響という1番の3ボツのところにあるんですけれども、仮に競争入札をやり直しをとした時にも、それぞれがもうだいぶ時間がたっていて、各会社さんが最適な提案を改めてできるのかと言われるとそこはなかなか難しいところもあるんじゃないかなと考えていて、この辺のそれぞれの競争要素への影響とかというのがどうやって今のこのタイミングで評価できるのかなというのがイメージできなかったのも、もしあれば教えていただければと思いました。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。今のところ飯田さん以外いないんで、楠先生、恐縮ですけれどもお答えいただければと思います。

○楠先生

どうもありがとうございました。何度も言いますが、私この分野の専門ではないので、あくまでも公共契約とか公共工事とかそういった観点からになりますけれども、競争法という観点からすると、元々純粋に自由競争の世界で民間事業者だけが出てくる世界と、あと公共契約の場合は発注者が公的機関なので、あくまでも公的財源を使うという観点からの説明になるんです。そうすると公的な財源というものを使う観点からすると、国民の利益に一番かなう方法は何なのかというところが一番大事で、その結果、例え契約変更をしたとしても、大幅な変更があったとしてもそれが本当に必要であって、それをしなかったらそれ以上に大きな問題が生じるというのであれば変更というものを積極的に認めていくと。

ただ、一番共通点として言われているのが元々あったものと違うものを調達するとか違う工事をするとか、違う工事をくっつけるとかいった場合には、同一性というものが失われていくので駄目ですよというのが大原則なんですけれども、その他の要素に関しては相対的に考えていくことになるのかなというふうには考えております。

そして例えば、工事をしている途中で工法の変更が必要だというふうになった場合には、工法の変更という変更契約をするんですけれども、その時は当然額も変わってきたり、工期も変わってきたりするんですけれども、その時に工法というものが元々こうであったら全然競争要素が変わったはずだと、最初で分かっていたら競争の在り方も変わったはずだという意見も当然あるんですけれども、それを言ってしまうと何も環境の変化に対して対応できなくなりますので、そういったものは競争要素に大きな影響が与えられようとしても、やはり予測不可能性の部分だったり変更の必要性の部分だったり、それによって初めて調達目的が達成できるというものであれば、それは認めていくという方向なのかなと考えております。

ただ、この議論が今皆さんが議論されているものに直接オーバーラップするかと、スラ

イドできるかという私も分からないので、その限りでのご回答ということになります。
ありがとうございました。

○飯田委員

ご回答ありがとうございました。今回答いただいた観点で見た時に、契約の内容を変更するという観点なんですよ。これまで僕らが公募占用指針を変えるという話と、今走っている契約を環境に合わせて変更するというのは違う議論なのかなというふうに聞いていたんですが、それはどうなんですか。公募の元々の中身を変えるというよりは、今動いている契約をそういう観点で国民の利益にかなうような形で変更するというのを考えて議論するというそういう観点ですか。

○楠先生

当然なんですけれども、例えば総合評価方式でいろんな要素を考えて、その時に工法に関するアイデアとかも求めているわけですよ。その時に求めたものを評価して点数付けるんですけれども、あとから工法を変更しなきゃいけないといった場合には、ある程度実質的な変更だと思うんです。

ただ、それをしないと、じゃあ一からやり直してなると公共工事の目的が達成できないとか、そもそもインフラ整備なので必要があってやっていると、時間的な制約も厳しいという中でやっているとこの部分も大きな要素になってくると思うので、ですので同じ回答になってしまうんですけれども、それはケース・バイ・ケースで、どの要素を強調していくのかというのは置かれた状況によるのかなと思いますので、それは皆さん方の議論によるのかなとは思いますが。ごめんなさい、回答になっていないかもしれませんが、以上です。

○飯田委員

ありがとうございました。よく理解できました。ありがとうございます。以上です。

○山内座長

ありがとうございます。他に委員の方のご発言ご希望。片石委員どうぞ。

○片石委員

ありがとうございます。どのように意見を述べたり質問するべきなのかというのが私もあまりまだはつきり整理されていない中で意見を述べさせていただくんですけれども、前回の事業者さんからのヒアリング、16社さんですか、お伺いした時にすごく感じたのは洋上風力、発電事業者さんの立場からのお考えということなんですけれども、もう一方で見ると洋上風力発電事業を推進する上では、地域への影響とか地域の皆さんの風力がこれから事業がなされていく地域での皆さんの意向とか、港湾利用者とかが港湾管理者とかいろいろ配慮されるべき人たちとか、そういう人たちがいると思うんですけれども、今回の資料ではそれらについて触れられてはいないようです。

ただ、今、皆さんのお話を伺っていて、国民の損失になるようなことでないような方向でということをお聞きしたような気がしたんですけれども、じゃあ、事業が例えば中止に

なるとか再公募になって遅れてしまうとか、そういうことになって地域や関係者が被る損失というのを、事業者の皆さんはどのように考えているのかなというのをお聞きしたいんです。

というのは、既に事業が進んでいるところでは、人材育成とか洋上風力発電の理解を促進するための取り組みというのも同時に並行して進められていて、そういう中で例えば中止だとかいうことになる、洋上風力発電事業自体が信用を失うのではないのかなと私は思うんです。

ここは、業界さんは皆さん、一体性を持って進めていくようになっていただけるようにするのが、私としてはいい方法なんじゃないかと思うんですけれども、F I P 転に賛成しないとか、いろいろ考えは事業者さんごとにおありだとは思いますが、地域への影響とか洋上風力発電事業自体の信頼性とか、そういうことに対してどのようにお考えなのかというのをお聞きしたいんですけれども。どの会社ということではないんですけれども。すみません、うまくまとまってないかもしれませんが、よろしくお願いします。

○山内座長

ありがとうございました。事業者の方でご回答をご希望される方は手挙げでお願いしたいと思います。

ユーラスエナジーの方から手が、どうぞご発言ください。

○株式会社ユーラスエナジーホールディングス

すみません、ありがとうございます。おっしゃること、ごもっともだと思います。そういう意味では事業が継続されるのが一番望ましいとはもちろん思っております。公平性の観点で、すみません、われわれ発言させていただいていますけれども、そういう意味ではもちろん再公募がありきというよりは、元々の公募の条件で継続されれば公平性の疑義もないし、もちろん事業も継続されるということかなと思ってます。

すみません、何がいろんな観点で、絶対的に正しいかというのはまた難しいですけども一義的にはそう考えます。

○山内座長

他にいらっしゃいますか。

○片石委員

片石ですけども、そういういろんな観点で何がいいのかというところは、もっと今日で結論が出るものじゃなくて委員会、この審議会の今後も何度か行って結論を出していくということでしたので、その中でまたいろいろお話伺えればと思います。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございます。今、グリーンパワーインベストメントの豊田さんですかね。手挙げてらっしゃいますけれど。

○株式会社グリーンパワーインベストメント

よろしいでしょうか。グリーンパワーの豊田と申します。ありがとうございます。弊社は前回のコメントでF I P転の場合はいろいろ問題もあるので、再公募というのが公平ではなかろうかというコメントをさせていただいています。片石先生おっしゃるように、地域のことも当然影響があるということも理解しております。地域もプロジェクトが実現されるということについては期待しているところというのも重々承知していますけれども、F I P転にする仕組みを変えてプロジェクトをつくり直す上でもいろいろ時間もかかりますし、その上で船の取り合いもありますし、港の使用の影響も玉突きで影響も出てきますので、その辺も含めると再公募の前に2番手、3番手の方々がもしできるというのであれば迅速にできる方法もあるかもしれませんので、その中で第2ラウンド、第3ラウンドとうまくマーケットをシェアできるような形で速やかに実現できる方法があればそれがいいんじゃないかなろうかという意味でコメントさせていただきました。

以上です。

○山内座長

もう一方。Copenhagen Offshore Partnersの西山さん。

○Copenhagen Offshore Partners Japan 合同会社

ありがとうございます。C O P、Copenhagen Offshore Partnersの西山と申します。片石先生のご指摘の点、地域への影響等々というのは非常に重要なポイントでわれわれも大いに賛同するところです。われわれはラウンド1には参加しておりませんでしたので、そこについて遡及適用すべきか否かというところについては、コメントを差し控えさせていただきますと思いますが、過去のラウンドにおいて、事業の実現可能性についての評価が必ずしも重点的に評価されていなかったという点に、少し問題があると考えております。

ですので、今後の公募については、その実現性があるプロジェクトになっているのかどうかという点はしっかりと評価いただいた上で、地元の人に失望感を与えないようなプロジェクトを選定していくということが重要だと考えております。ありがとうございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。片石委員よろしいですか。

○片石委員

結構です。ありがとうございました。

○山内座長

ありがとうございました。時間の関係もございますので、前半の議論はここでいったん終了と、何かありましたらまた後ほどご発言いただきたいと思います。

(2) 洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるためのさらなる事業環境整備について

○山内座長

議事を進めさせていただきますが、次の議題ですけれども、これは洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるためのさらなる事業環境整備、これであります。資料3について、まずは事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。それでは資料3についてご説明をいたします。

まず、1ページ目、2ページ目、こちらは前回のヒアリングで事業者の皆さまから挙げていただいた意見項目を整理をしております。

一番上の公募制度につきましては、昨年秋に議論いただいたような事項に関連するものがご指摘いただいています。その下のPPAの促進ですけれども、そのためにオフテイカー支援が必要だというご意見でして、その次の海域占用許可の延長については、本日この後国交省さんのほうからご説明もいただきます。一番下の長期脱炭素電源オークション、2ページ目に行っていただいて、港湾、税、価格の問題ですとか金融支援、さまざまなご意見をいただいているところです。

続いて3ページ、こちらは前回の再掲になります。

そして4ページ以降ですけれども、こちらは公募終了後の政策措置が、公募時の事業者間の競争の公平性に影響を与えるのではないかとというご指摘に関連をして、そもそも公募時の再エネ政策の基本的な考え方、基本方針は何だったのか。それが公募の競争の要素ともいべき評価項目に、どのように落とし込まれているのかという点に関するスライドになります。

第1ラウンドの公募開始時点のエネルギー政策の基本方針を示した第5次エネルギー基本計画においても3E、つまりエネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合の3原則が示されております。

その下のところで再エネの主力電源化に向けた取り組みとして、経済効率性とややつながりますけれども、国民負担の抑制ですとか、また地域との共生、こういった点も挙げられております。

5ページ目の第6次エネルギー基本計画、こちらでは以上の点に加えてサプライチェーン全体を俯瞰した安定供給の確保の重要性も指摘をされております。

次の6ページ、こちらでは再エネ海域利用法の第1条、法目的において海洋再生可能エネルギー、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性がうたわれているところでございます。こうした考え方の下、7ページ、8ページの評価項目では、まず事業実現性評価点は120点、価格点が120点とされておりまして、前者の事業実現性評価点では計画の基盤実行面ですとか電力安定供給、地域との調整が図られているかといった要素が真価項目として、評価項目として盛り込まれているところでございます。

続いて9ページ目以降、こちらは脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備につい

て、本審議会の親会議である大量導入小委、こちらでも今月審議をされておりますので、そのご紹介になります。9ページの真ん中のところですが、まず①、②、③。3点挙げられておりまして、①がカーボンプライシング制度、これを段階的に発展させていって2026年度から排出量取引を法定化すること。②が非化石価値取引市場において現在約定価格が下限値に張り付いているという状況の中、適性は再エネ価値の価格形成の在り方をどう考えるのかという点、③が省エネ法等に基づいた非化石電気使用に関する定期報告について現在任意開示を求めているところですが、こうした規律により実効性を持たせるにはどのような施策が必要かという点でございます。

一番下のところは何度か本審議会でも指摘をされておりますが、相対取引、個別のPPAにおいて再エネ発電事業者と需要家との間で適切にリスクシェアすることが可能な契約の在り方を検討すべきと書かれてございます。

10ページ以降は、その参考になりますので詳細な説明は割愛しますが、13ページこちらのみ補足をいたしますと、省エネ法等に基づいて定期報告をされた非化石電気の比率2023年度実績値は、現時点でその多くは2030年度目標値を下回っているという状況でございます。

それでは15ページ以降からは占用期間のところですが、国交省さんのほうにご説明いただければと思います。

○事務局（鈴木室長）

国土交通省です。海域の占用期間に係る予見性の確保ということで、ご説明をいたします。

促進区域内海域の占用の期間ということでございます。現在の制度として認定を受けた公募占用計画に係る洋上風力発電設備については最大30年の占用許可を受けることができます。これ以外の施設、工作物については最大10年ということでありまして、これは促進区域内には他のエネルギー関係の施設ですとか、海底通信ケーブルですとか、漁業関係の施設というものが占用許可を得て設置をされてございますが、これは最大10年ということでございます。

こういった促進区域内の海域という国民の共有物と申しますが、いわゆるコモンズと申しますが、こういったものについて、さまざまな方のさまざまな利用が両立できるような形で、海域の中を占用許可という形でルールを作っているというのが現在の制度となっております。

次のページをお願いいたします。

こういった中で、公募占用計画の認定の有効期間30年が終了した後の取り扱いについては運用指針において定めてございます。現在の運用指針の左側でございますけれども、30年の終了後の占用については選定事業者が設備を撤去した後に改めて公募することが原則となっております。

例外として①、②、③という3つの要件に該当する場合には占用許可の更新が認められ

ることがあり得るということでございます。そのうち①と③につきましては法律上もしくは規則上のルールとなっておりまして、先ほど申し上げた洋上風力以外のさまざまな利用の方、皆さまに最大限守っていただくというルールになっていると思っております。

この辺のルールの詳細については、参考として18ページのほうに示しております。こういった中で②のところの当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を、再度公募する必要性が認められないことというようなことが法律なり規則ということで、皆さま、洋上風力以外の方以外を守る皆さんの共通のルール以外のところで、②という再度公募する必要性が認められないことというのが、公募占用指針の中に入っているということでございます。

次のページでございます。②の再度公募する必要性が認められないことというのはどうということなのかということで、これは令和3年2月17日の第7回の合同会議においていろいろとお示しし、ご議論をいただいてこういう形で整理を合同部会のほうで決めていただいたものでございます。

左下のところでございます。②再度公募する必要性が認められないことについてのこの時点での考え方として、占用許可を更新し、既存の発電事業者が事業を継続することが再度公募するよりも、電力の安定的・経済的な供給の観点から合理的であることということが示されてございます。この場合には、再公募をする必要性が認められないという整理になるということでございます。

19ページのほうへ行っていました、これを踏まえていろいろなご意見も寄せられているという中で、上の青枠の2ポツ目のところでございますけれども、予見性を高めていくということで、②の当該促進区域において発電事業を行おうとする事業者を再度公募する必要性が認められないことということについて、まずは具体的にどうということなのかというような例示の整理というところから、いろいろと議論を進めていくということにできないかと考えてございます。

ご説明は以上です。

○事務局（古川室長）

経産省のほうから、エネ庁のほうから説明させていただきますと、以降、簡潔に申し上げますと、まず20ページでございますけれども、こちらは再エネ設備に係る固定資産税の軽減措置、また課税標準は自治体が独自に設定できるという「わがまち特例」のご紹介をしてございまして、次の21ページ、こちらは自治体の条例による税制優遇として北海道のGX推進税制のご紹介です。

次の22ページは、以前もご紹介をしたGX推進機構による金融支援についてでございます。

最後の23ページですけれども、こちらは昨年の秋の審議会でゼロプレミアムの事業であれば容量市場への参加を認める方向でご審議をいただきました。今回FIPへの移行に関連をして五島市沖のパブリックコメントに関する指摘を数多く頂戴をしていますが、容量

市場についても（１）のところですが、以前にいかなる場合においても容量市場への参加はできないという理解で正しいかというご意見に対して、政府のほうで当時ご理解のとおりですと回答をさせていただいております。これはその時点での政府の見解を述べたものでして、その後の審議会の議論によって上書きはされているというふうに認識をしております。

私からは以上になります。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは続いて、事業検討整備に関する事業者団体のヒアリングというのに進みたいと思います。

本日は、日本風力発電協会 J W P A と再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 R E A S P にご参加をいただいております。ヒアリングにつきまして進行は事務局でお願いします。

○事務局（古川室長）

ありがとうございます。それでは J W P A さんと R E A S P さん、この順でご説明をお願いいたします。ぜひとも忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

それでは J W P A さん、よろしくお願いします。

○一般社団法人日本風力発電協会（J W P A）

日本風力発電協会 J W P A、洋上風力部会長の青山でございます。今回このような機会を設けていただき大変ありがとうございます。

本日のテーマは洋上風力の電源投資を確実に完遂させるためのさらなる事業環境整備ということでございます。先ほど、この事業環境整備に向けて幾つかの前向きなご検討をされているというお話をいただき大変感謝いたします。これらの項目について今後はさらなる検討を加速していただいて早急な実行をお願いしたいと、これがわれわれの思いでございます。業界としても、そのためのお手伝いをさせていただければと思います。

これまで第３ラウンドまでの事業者選定が行われたわけですが、各社の皆さんが本音で言いますとプロジェクトの実行継続に当たって大変事業性が厳しい状況に直面されております。この理由といたしましては皆さまご承知のように、入札後の風車を中心とした資材価格の上昇、それから建設費の大幅な上昇等によるコストアップ。一方、入札時の地盤あるいは風況等の想定甘さもございます。あとは、オフテイクマーケットの想定以上の厳しさ、なかなか L O I まではもらえますけれども、いざ契約となると厳しい交渉に直面せざるを得ないと、こういった状況がございます。

こうした中で、多くの事業者の皆さま、特に第２ラウンドまでの皆さんは F I D をこの１～２年で行わないと約束した工期が守れないという状況です。また、このままでは事業性の担保ができずプロジェクトファイナンスが付かないという厳しい状況でございます。

まず、皆さまには事業者の皆さんがこうした厳しい状況に直面しているということをご認識いただきたいと思います。そうした状況でございますので、本日ご参加の各社の皆さんからさまざまなご提案があったものと認識しております。

今回の私どもの報告ではそうした皆さんのご提案をまとめまして、その後、会員の皆さまからのご提案を追加して、2ページ目にまとめております。今、ご覧いただいております1ページ目でございますけれども、これにつきましては今お話しいたしました各事業者の皆さまのご提案を3つのカテゴリーに分けて整理をしたところでございます。

1つ目は公募制度の在り方、2つ目は事業収支の改善、3つ目は事業リスクの低減と予見性の向上ということでございます。いずれも重要な点ではございますけれども、今後重要性、迅速性等考慮しながら、検討した上で優先順位を付けていきたいと思っております。ただ、その中でも事業収支の改善が優先順位が高いのではないかと。これをいかにスピード感を持って実現していただくか、これが大事なポイントでございます。一部の事業者さんから、できましたら2025年、それも早い段階にこういった施策を打ってほしいというご意見がございます。

2ページ目を今ご覧いただいていると思っておりますけれども、2ページ目は先ほど申しましたように皆さまの意見を3つのカテゴリーで整理して、この段階では羅列にとどめております。中身の一つ一つは説明いたしませんし、また、JWPAの中でも煮詰まった議論はできておりません。今後は、このご提案を部会内で重要性、迅速性等を考慮しながら優先順位付けを行ってまいりたいと思っております。

ただ、この項目の中で特に皆さんからの要望が多かったものについてのみ紹介させていただきます。皆さんの最大の関心は、この項目の2にございます事業収支の改善でございます。ここに上からご意見を寄せられた方の多い順に並べています。ご覧いただきますと、まずはオフテイクへの優遇措置がございます。この中にはカーボンプライスの積極的な導入ということもございますし、再エネ賦課金の廃止、そういったものが入っております。

それから2つ目としては、長期脱炭素電源オークションへの洋上風力の参加、これも皆さまのほうから希望が多く寄せられております。3つ目は、先ほど国交省さまからもご説明ございましたが海域占用期間の延長、この3点が皆さま方から希望が多いという順番でございます。これらの項目につきまして、今後は実現に向けて早急にご検討いただきたいと思います。

続きましては3ページ目でございますけれども、これにつきましては今3点ご意見が多いというご紹介をさせていただきましたが、その中で海域占用期間の延長につきましてはJWPAの中でも少し議論が進んでおりますので、これを紹介させていただいております。これにつきましては、先ほど国交省さまのお話もございましたように、30年よりもできるだけ長い期間の設定をお願いしたいと考えております。ここにお伝えしておりますように風車自体も寿命が延びておりますし、一方、基礎構造物やケーブルは通常30年以上の耐久性がございますのでリパワリングも視野に入れますと、かなり長期にわたる運転が可能で

ございます。また、ここに触れてございますようにメンテナンス技術、計測技術等も含めたところでございますけれども、この向上により長期間での運転について可能となっておりまして。

一方この下に記載してございますように、諸外国の例を見ますとイギリスでは現行でも既に60年でございますけれども、さらにこれを延長しようという動きになっておりますし、デンマークでも洋上風力の運転期間は25年から30年に延長して、さらに10年間の延長が認められております。フランスでも40年から50年に延長し、5年の準備建設期間を想定すると45年の運転も可能となっております。オランダでも同様の検討がなされております。こういった諸外国の状況も踏まえて、海域占用期間の延長を前向きに検討してスピーディーに進めていただけるとありがたいと思います。こういったことで、もし私どもがなにがしかのお手伝いのできれば、ぜひお手伝いさせていただきたいと思います。

以上で本日の資料の紹介は終わらせていただきますが、皆さまご承知のようにイラン、イスラエル情勢が緊迫化しております。トランプの仲介で停戦合意ということになっておりますけれども、この地域は一触即発の状況ですので、どういうことになるか分かりません。そうした中でホルムズ海峡封鎖の懸念も増しておりますし、まさに今、日本のエネルギー安全保障が問われる状況になっております。

そうした中で、ますます自前のエネルギーの中核を成します洋上風力の早期の完成が必要とされておりますので、そのための事業環境整備をできるだけ早く進めていただきたいと思います。そうした議論をご一緒にさせていただければと思いますので、ぜひそのための機会を設けていただきたいと思います。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

JWPAさん、ありがとうございます。

それでは続きましてREASPさん、よろしくお願いいたします。

○一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）

REASP再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の洋上風力委員会の委員長をしております加藤と申します。本日はこのように発言の機会をいただきありがとうございます。

めくってください。日本の洋上風力は黎明期にあるにもかかわらず、事業環境の急激な変化で一般海域の全ての事業が苦境に立たされています。このような状況の下、本合同会議において、さらなる事業環境の改善についてご議論いただけること大変感謝しております。

洋上風力発電を確実にこの事業を完遂し継続していくためには事業採算性の確保と事業実施の効率性を確保していくことが重要です。わが国の再エネ主力電源化の切り札とされる洋上風力発電を確実に推進するという国の方針に立ち返って、さまざまな視点から改善策を検討し速やかに実施されることを要望いたします。

その上で、REASPの会員で一定のコンセンサスを得た事項について、以下ご説明さ

させていただきます。

まず、電源投資に係る事業環境整備についてです。最初にこの項目の中で今 J W P A さんからもご指摘のありました本日議題になっております海域占用期間の延長、更新に係る予見性の確保を要望いたします。足元の厳しい事業環境を踏まえると、操業期間の長期化で経済性の向上を目指すことが不可欠です。現状占用期間の更新について投資決定の時期に確たる見通しを得ることができません。外国の事例を参考資料として最後のページに付けさせていただきましたが、外国の例を見ますと延長期間を含めて 40 年以上が一般的でございます。現行の 30 年～10 年間の延長更新ができる、その条件を明確化していただきたいと思っております。

次に、ゼロプレミアム事業に対する長期脱炭素電源オークションへの参加容認をお願いいたします。とはいえ、現状の制度のままで洋上風力が応札できる環境にはありません。調整係数や設備利用率、上限価格、募集枠について洋上風力でも参加しやすい環境を整えた上で第 2、第 3 ラウンドの事業者の参加を認めていただきたいと思います。

また、再エネ電源設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の強化をお願いいたします。これは先ほど資料がありましたが各自治体で決められていることでありますけれども、現行の 3 年から事業期間をもっと延長し、それから課税標準の現行の 3 分の 2、風力はそうなっておりますが、それは自治体の中で決められるということではありますが 2 分の 1 を基本とするように提言いたします。

次に、政府金融機関からの金融支援もお願いいたします。例としては G X 推進機構による保証料減額や開発期間中からのエクイティ出資等を要望します。関連して、撤去のための積立費用について国債運用で収益を得る機会を認めていただきたいと思いますと思っております。

次に、価格調節スキームについては、これまで合同会議のこの場でも議論されてきたところではありますが、事業の完遂という観点から効果は限定的です。さらなる事業の環境整備として進行中のプロジェクトについても調整の起算点を公募時とするとともに、さらに O P E X や為替変動についても考慮する、調整を織り込むスキーム等を検討していただきたいと思いますと思っております。

そしてこの項目で最後になりますが、港湾利用料の軽減についても要望いたします。応札した発電事業者以外の利用が予見できない中で、先発の事業者にファイナンス上の負担が重くのしかかっております。利用料の減免、還付、支払い繰り延べ、さらに追加で改修工事をした時の原状回復義務の緩和、そういったものを織り込んで、他の利用者との負担のシェア、そういった負担の在り方等をもう一度検討していただいて港湾利用料の初期事業者の負担の軽減をしていただきたいと思いますと思っております。

次のページお願いいたします。次に、脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備を要望いたします。1 番目に書きましたのは第 2、第 3 ラウンドの事業はコーポレート P P A をベースとした収入構造になっています。発電コストの上昇で再エネ事業者が調達可能な価格とその供給できる価格の間にギャップが生じ、相対取引が成立しにくい環境にあり

ます。事業環境整備として事業者側に税優遇や、あるいは再エネ賦課金の減免など何らかのインセンティブ措置を講じていただくことを要望いたします。

そしてまた、非化石価値取引市場においても、この価値が適正価格で取引が行われるようお願いいたします。そのためには上限価格の撤廃、あるいは下限価格の引上げ等を求めます。

最後に、事業予見性の向上のための現行制度の改善についてです。今後のこれは課題になりますけれども、第2、第3ラウンドの入札のように、結果的にゼロプレミアム入札を強いることにならないように、市場状況を踏まえた入札上限価格の設定をお願いします。また、今後の公募はJOGMECのデータを活用した入札となりますので、適合性確認プロセスにおいて、JOGMECの風況データで審査できるようにするとともに、現在進行中のプロジェクトについても、適合性確認プロセスの一層の合理化をお願いいたします。

また、建設用の船舶の調達もボトルネックとなっております。船籍要件の緩和、外国船を利用する特許手続の一層の明確化を求めます。事業予見性を高めるため、基地港湾の整備、系統整備に関する早期情報開示も必要です。今後のEEZを見据えた基地港湾や系統整備の在り方についても、早めに検討をし、事業者に示していただければと思っております。

最後に、現在直面している問題として応札後に予定していたサプライヤーを変更することが容易でないため、価格交渉で不利な立場に置かれてしまうという問題が指摘されております。最適な技術を選択した上で発電コストを下げられるように、公募時点でのサプライヤーの選定に柔軟性を持たせる入札制度への改善を要望いたします。

以上となりますが、委員の先生方におかれましては本日提案をさせていただいた事項について、是非とも前向きに検討していただき、速やかに改善してもらうことを改めてお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○事務局（古川室長）

REASPさんもありがとうございました。

それでは山内座長にお返しします。

○山内座長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからご質問をいただきたいと思います。ご質問のある委員はですね、先ほどと同じように手挙げ合図を示していただければと思います。さっきと同じですけど、どちらの団体に対する質問なのかを最初におっしゃっていただけると非常にありがたいというところです。それで例によって発言時以外は音声ミュートをお願いいたします。

DBJの原田委員どうぞ。

○原田委員

前半を含めて、ご説明どうもありがとうございました。前半のところでコメントになってしまうんですけれども、まずF I P転について、本日のやりとりで国民の利益の観点からの必要性の大きさ、競争要素への影響の観点からの形成、それから事業者のみならず地域ですとかサプライチェーンも含めた入札のやり直しによる損失、負荷的なコスト、こういうものを総合的に判断して議論していくということと理解いたしました。

その上で仮にF I P転を認めるという方向性になるのであれば、ラウンド2、3の事業者さんが当初想定していなかった合計1.7GWの供給が生まれることで、それでなくても厳しい採算性に加えて、それが直接的にネガティブな影響があるということであればそれに対して配慮を行う必要があるというご指摘は私もそのとおりでかなと思っています。

その上で、じゃあ何ができるかという点で3点ほどの申し上げたいと思います。

まず、具体的なお提案の中で占用期間の延長ということです。それに係る条件の明確化ということでございますが、これは私どものような金融投資家も投資決定をする際に延長がベースケースすなわち蓋然性が最も高いシナリオとして織り込めるのであれば非常にありがたいと感じております。

私どもが参加している欧州案件でも、ベースケースとして30年、35年回すこと織り込んである案件も多くなっております。例えば延長を妨げる合理的な理由がなく安全性が担保できるといった場合には延長は原則的に認められるという立て付けになれば、事業者さんとしても状況は大きく変わってくるのだらうと考えられます。そのためには現行の文言である更新が認められることがあり得るという記載では不十分かと思いますので、ご提案のように例えばあらかじめ公募時にお示しになるとか過去ラウンドに遡及されることも含めて積極的にご検討いただきたいと思います。

2点目はこちら、事業者の方からもご指摘いただいている脱炭素電源が適切に評価されるための環境整備。これはコーポレートPPAもそうでございますし、それから実際これから取引が始まるGX-E TSにおいて二酸化炭素の社会的コスト、適正に反映するような価格での取引をさまざまな方策で進めていただきたいと思います。

事務局の資料にありましたように定期報告制度を活用するなど現实的にも導入しやすいですし、アナウンスメント効果も高いと思います。あと、私が何度か申し上げていますようにモデルPPAの共有ですとか、今後の審査において実現性で一定の加点をすると、質のいいPPAにおいての加点をするなど、こういったことも含めて事業者の声を聞きながら実効性のある手を、ぜひ打っていただきたいと思います。

最後は、やり方、具体的な物というよりは取り組み姿勢というものでございます。今回事業者さん側からいろんな創意工夫が出てきてまいりますし、当然ながら政府側それからわれわれのような投資家、さらには自治体といった全てのステークホルダーがこれまでの通例ではできないとか、やったことがないというようなことであったとしても一つ一つ本当にできるのかできないのか、できないならなぜできないのか、できるような方策はないのかといったことをしっかり検討していくということかと思っています。

さらに言うと、国民負担が直接的に増えないような事項については、ぜひ迅速にご対応いただきたいと思います。例えば、ご提案いただいている試運転電力の売電ですとか積立金の取り扱いなどは、それに当たるかと思います。

また、港湾についてなんですが、欧州と比較してわが国の港湾インフラというのは不足しているというのは明確で、これが事業者の港湾関連のコスト増になっているということでございまして、それを鑑みると業界団体さんがご提案している港湾利用料ですとか改修工事の支援等も、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。原田さん、コメントということによろしいですか。

○原田委員

はい、コメントです。よろしくお願いいたします。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次、石原委員どうぞ。

○石原委員

石原でございます。今日、洋上風力発電に関わる電源投資を確実に完遂させるための事業整備に関していろいろな提案、国から説明していただきまして、また事業者さんのほうもたくさんのご意見いただきまして。私、個人的に、たくさん意見の中で海域占用期間に関わる予見性の確保について、2点お願いを述べさせていただきたいと思います。

一つは、まず現在の法律の枠組みの中では海域の占用期間が最大30年になりますが、それを前提において今日説明したように①、②、③の条件満足できれば10年間確実に延長できる環境を整備していただけることを期待しています。

2点目、事業者さんの中にも説明あったように、洋上風車における耐用年数。現在実際いろんな案件を進行している中、ほとんどの案件25年以上です。さらにいうと、最近30年を超えるケースも見られるようになっていまして、私が申し上げたのは国内においてです。したがって今後、法律の改正に向けて海域占用期間を30年～40年、または45年に変更されることを議論していただければと期待しています。過去においては港湾法、最初に制定された時、海域の占用期間は20年でした。その後、一般海域の占用期間は30年に設定された。その後、港湾法を改正されて占用期間も30年になりました。EEZに関する法律も成立されていますので、今後EEZにおける海域の占用期間については40年もしくは45年に延長されることを、ぜひ議論していただければと思います。

この2点、私のお願いでありまして、またこの2点について国の考え、もしあれば教えていただければ幸いです。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。次は、飯田委員どうぞ。

○飯田委員

桑原先生先だったと……、よろしいですか、ごめんなさい。

飯田です。先に、すみません。ご説明ありがとうございました。経産省のほうでさまざまな洋上風力脱カーボンの電源を推進するための検討が進められているというのはお伺いして素晴らしいなと思いました。特に、9ページ目ですか、大量小委の中で再エネの価値の価格形成の議論ということを進めていただいているというのは非常に重要だと思っていて、適切な価格の評価を実際の状況に合わせて評価することも大事ですし、国策としての脱炭素電源である風力の価値ですとか、先ほどもお話ありましたが地域振興に誘発するような取り組みをうまく織り込んでいたり、さらには国内サプライチェーンを活用するとかということも含めて考えると、さまざまな付加価値を適切に認めてあげるということをうまく織り込めるといいんじゃないかなと思いました。

ただ、エネ基の達成に向けたスケジュール感とか先ほど事業者さんも要望されていたけれども、なるべく早期に決着を受けて次に進めていくということも重要なので、その辺は考えていく必要があるかなと考えております。

価格の適切な評価に関しては、例えばこれまでの公募の状況から精査をして、それで適正価格を再度いろいろ見直すという検討の仕方もあるのかなと思いました。その辺はご検討いただければと思います。

1点質問は、先ほど原田先生からもお話ありましたが、国交省さんの16、17ページの部分で占用期間の明確化というのは、この感じで読み解くと今の段階ではどちらでもというような雰囲気があって、前提条件がそれぞれの解釈が立ってしまうかなと思っていて、これまでのFIP転の同じような課題をはらんでいるじゃないかなと思うので、どのような前提に立って公募に参加するかということを明確にできるように、記載を表現したほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどのようにお考えかというところを教えてくださいいただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。桑原委員、大変失礼いたしました。この段階でご発言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桑原委員

すみません、ありがとうございます。今、他の委員の先生方からも出た占用許可の更新に関する考え方ところで、国交省さんのお話を見ると17ページ、18ページ、19ページで、まず17ページのところで占用許可の更新に係る基本的な考え方で、原則は改めて公募をするのだけれど、ただし1、2、3に該当すれば認められることがあり得る、この基本的考え方を維持したままで19ページのところで、このうちの②再度公募する必要性が認められるかどうか、ここの明確化をしましょうというふうにおっしゃっているように理解をしているんですけれども、先ほど原田委員がおっしゃったことに私も賛成で、ベースケー

スとして、原則更新されるだろうというようなことにならないと、多分事業性の向上につながらないんじゃないかと思いますし、諸外国の例などをお聞きしていても、ここは原則更新が認められるというふうに基本的な考え方自体を見直さないと、事業者側のニーズに沿わないのかなというふうに予想しております。

なので、もし、この点についてJWPAさんやREASPさんのほうで②の要件の明確化をおっしゃっているのではなくて、そもそもの基本的な考え方自体の見直しを希望されているのだということであれば、そこははっきりご要望をお聞きできると今後の議論をしやすいかなと思いますので、お願いできればと思います。

それからあとは、先ほどJWPAさまから特に優先度が高いところというのでオフテイクカーへの優遇措置、長期脱炭素電源オークション、それから占用期間の点、挙げていただきました。JWPAさんのプレゼンの中にもあったように、本当に早期にどんどん進めていかないといけないかなというふうに私も思っております、そうすると優先順位を付けて重要性の高いものを集中的に討議する必要があるのではないかと考えております。

その観点ではREASPさんのほうでもいろいろ言うていただきましたけれども、同じように特に重要性、特に優先的に進めるべきものというふうにお考えのものがあれば言うていただければと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○山内座長

ありがとうございました。いったんここで切らせていただきます。

それで、今の4名のご発言の中でJWPAとREASPについてのコメント求めたものと、それから国に対する求めたものあるんですけど、事業者のほうからいきたいと思いますんで、まずはJWPAからお答えいただければと思います。

○一般社団法人日本風力発電協会（JWPA）

すみません、今の桑原委員からのご質問は、これですね。海域占用許可について条件整備というよりは、考え方そのものを変えていただいたほうがいいんじゃないかというようなご質問だったと思いますけれども、それはまさにそのとおりでございます。ぜひ、そうしていただきたいと思います。本当は皆さま方から温かいコメントをいただきましたんで、大変今日は感謝したいと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。それではREASPのほうから、いかがでしょうか。

○一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）

REASPのほうも考え方はJWPAさんと同じで、公募、いわゆる占用期間の延長については予見性をしっかり持たせるということで、まず基本的に再公募があって、その必要性が認められないことが確認されたことという、こういうまどろっこしいんじゃなくて、基本的に再公募ということが基本原則ではなくて、むしろ基本的に早めに延長が予見でき

るような条件を示していただきたいというのが要望であります。

それからもう一つ質問のあった、早く取り組んでほしいテーマというのは、重点テーマというのは、今お話しした海域占用期間の延長更新についてのものと、長期脱炭素電源オークションへの参加容認、それからPPA市場へのオフテイカーのインセンティブ、こういったものを重要なテーマとして掲げております。

あと、先ほど原田先生からもありました、すぐできるようなものもありますので、そういったものについてはすぐ取り組んでいただきたいと思っています。例えば金融支援であるとか、積立金の国債運用であるとか、そういったものについて、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っています。

○山内座長

ありがとうございました。JWPAにも順番といいますか、そういったところの質問があったと思いますけれど、いかがでしょうか。

○一般社団法人日本風力発電協会（JWPA）

われわれのほうからは、もう優先順位付けにつきましては、今後詳細な検討はいたしますが、取りあえず3点ということで申し上げました。それは今REASPさんから話のあったところと同じでございます。海域占用期間の延長、長期脱炭素電源オークションへの洋上風力の参加、オフテイカーへの優遇措置、この3点でございます。これが重要性が高いと思っています。これをスピーディーに進めるのが大変大事だと考えております。

○山内座長

ありがとうございました。それでは国のほうから、国交省がいいのか、あるいはエネ庁がいいのかありますけれども。

○事務局（古川室長）

まず、エネ庁のほうからですけれども原田先生から脱炭素電源が適切に評価される環境整備ですとか、国民負担が増えないような取り組みなどについて検討してほしいというようなご指摘を頂戴しました。ありがとうございます。結構、再エネ政策全体というか、他部局にも、他の審議会ともまたがるような話も多くございますので、よく連携して検討を進めていきたいと思っています。

取りあえず、私からは以上です。

○山内座長

国交省からはありますか。

○事務局（鈴木室長）

国交省です。いろいろご意見ご指摘いただきましてありがとうございました。いろいろご指摘をいただいた中でまず現在の法律の30年ということを前提置いてた更新の条件の明確化というところをしっかりとやっていきたいと思っているところでございます。

その上で、将来的に40年なりに延ばしていくべきではないかというところは法律の改正であるとか、またいろいろな他の関係者の方との関係といったところもある中でございま

すということで、ここは長期的な課題として受け止めて、また引き続き取り組んでまいりたいというようなことで考えてございます。

それから今回お示しをいただいている方向性ということで、②の再度公募する必要性が認められないことについての具体例の提示などではなくて、もう少し踏み込んだことをしたほうがよいのではないかというご指摘ございました。

下に参考で示してございますけれども、港湾区域内における取り扱い書いてございます。太字で書いてございますけれども占用期間中の事業実施状況に特段の問題がなく、法律に定める規定に抵触しない限りにおいて占用を更新することは妨げるものではないというような形で書いているところでございます。こういったところには特に再公募が原則であるとか、撤去して再度公募するとかいうことが書いてあるわけではなく、こういったものの並びというところも見ながら特に今後の応募に向けて、こういった形で予見を整理していくのかということはあるのかと思ってございます。

あと、委員の方からもお話があった過去のラウンドとの関係というような部分に関して、そこをどうしていくのかという議論もあらうと思いますけれども、そういう中で、まずは②のところの具体的な例示というところから始めていって今後こういった形にしていくのがよいのかという議論に進めていくということかなと考えてございます。

あと1点、港湾のお話ございまして、港湾利用料の減免であるとかそういったことともいうようなお話もございました。これに関しましては港湾利用料の減免となりますと不足分については国民の方からの税金で埋めるという形になり、これはまさに国民負担ということに直結していくものでございますので、ここはなかなか慎重に考えなければいけないのかと考えているところでございます。

国交省からは以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは次は、大串委員どうぞ。

○大串委員

ありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思います。

まずは本日最初のところでお2人の先生からいろんなご教授がありましたけれども、特に青山学院大学の山口先生のご提案の中で第1ラウンドの案件をF I P転する場合に、少しでも第2ラウンド以降の事業者の方が納得のいくような措置、そういう工夫が必要だろうという話がありました。この件に関しては至急こういった対応が取れるかなということ、もう一度しっかり議論していきたいかなと思っております。

あと2点目ですけれども、原田委員とか桑原委員とかがおっしゃっておられましたけれども国民負担を増加させないような条件緩和にはとても賛成したいと思います。中でも、海域を原則延長できるような予見可能なような形にしていくということが大切なんじゃないかというご提案がありました。原則延長が認められるということになれば、より適切なメンテナンスなどができて、モーター等を含めた長寿命化への投資ができる環境が整備さ

れることと思います。それがひいては国民負担を減らしていくような、何度も何度も大量に投資していくのではなくて、できるだけ最適な予見可能な環境の中でのメンテナンスコストをかけた長寿命化が行われることによる国民負担の減少という方向に持っていければいいかなと思っています。

3点目ですけれども、脱炭素電源の評価についてですが、オフテイカーへの優遇措置などが出ておられました。他にも例えば公共調達において、こうした再エネのエネルギーを国が積極的に買っていくと。これは国民負担を上げるようなイメージあるかもしれないですけれども、再エネに積極的に投資をして国内でつくられる電源にお金が投資されるという、お金がまた回収されるということになっていきますので、国の中で資金が回っていきやすくなって石油とかLPGガスとか天然ガスとかの輸入に資金を回さなくていいということになりますので、ぜひそのあたり含めた国が積極的に、こうした脱炭素電源を購入していく公共調達の考えもどこかで入れていただければいいかなと思いました。

すみません、以上です。ありがとうございます。

○山内座長

ありがとうございました。次は、菊池委員どうぞ。

○菊池委員

どうもご説明ありがとうございました。占用期間の延長の関係で質問したいと思っておりますけれど、元々今のように、現状のように30年で占用期間が決まっていて、それに合った利用期間を考えて、それに合わせて設計をするということを今やられていると思うんですけれど、それがもう最初から10年なり20年なりの延長ができるとなれば、もうそれはほぼ見越せるということになるということが非常に重要だというご意見はよく分かったんですけれど、その場合には、もう最初から30年耐用の設計ではなくて50年耐用の設計をするということかと思います。そういった意味からすると、今作っているものについては30年で今設計しているとすると、30年たつ前後のところでもう一度設計を見直さなきゃ、設計の確認をするということがどうしても入ってくると思うので、そういった意味からしても最初から長い期間使えると思っているほうが、より有利ということは先ほどメンテナンスの話もされていましたが、設計についても同じことが言えるのかなと思います。

それで気になったのは、JWPAさんのほうで丁寧にいろんな風車ですとか、風車が良くなっているとか、あるいは運転期間を延長すると容認している国がたくさんあるというようなお話だったんですけれど、先ほど申し上げましたように途中から延長になっているところで日本の感覚でしたら設計を見直さなきゃいけないと思うんですけれど、その辺についても調べていただいてどんなふうに延長する時の対策を取られているのかという技術的な面も調べて教えていただけると議論の見通しとして非常に良くなるかなと思っておりますので、ぜひREASPさんも含めて調べていただけたらと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。次は片石委員、どうぞ。

○片石委員

片石です。海域の占用期間の延長に関して皆さんからいろいろ要望があるというのは分かったんですけども、港湾や海域の利用はもちろん海運業界その他いろいろ海洋関係の業界、皆さん海と港湾を利用しているわけなので、いろんな利用者の方々にもそういう占用期間を長くしてもいいのかどうかということを聞かないといけないんじゃないのかなと思うんです。洋上風力発電事業だけの観点から延長するということを、そうしてしまうと他の利用者の方々からまた不満やら不安やらそういったことが出てくる可能性もあるんじゃないのかなと危惧するところでもありますので、今後すぐには決まらないとは思いますが、丁寧な議論というんですか、そういうものを進めていただければと思っております。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。それでは木村委員、どうぞ。

○木村委員

ありがとうございます。私も港湾に関する占用期間の延長について一言申し上げたいと思いますが、事業の予見可能性を高めるためにはもちろん事業期間を長くする、更新を容易にするほうが好ましいのは言うまでもないのですが、その一方で今、片石委員がおっしゃったようにもろもろの利害関係者がいるということ。

これは結局のところ先ほどご説明があった、海域というのは国民全体の共有財産であるということを明確にさせていただいて、実際的な解決方法としては再エネ海域利用法の協議会をうまく使うとか、慎重な決定をしていくというのが最低限必要なことだと思います。

それに加えてもう一言申し上げると、現行の法制度の下では30年が原則であって、国が一定の裁量的判断を持つということは不可欠な要素ではないかと思います。更新に関して、無条件に更新を認めるというのは法の趣旨に反しますから、一定の裁量判断が更新に際して国に留保されているということは確認しておいてしるべきかなと思います。その上で、どのような書き方にするかはバランスを取りながら慎重に判断していただきたいと思っております。

それからついでで恐縮ですが、港湾の利用料についても先ほどご要望ありましたけれどもこれも慎重に判断いただくべきであって、占用期間はまさに期間の面で特例を設けているわけですが、港湾利用料に関しては貸し付けという法形式の面で特例が認められているわけですので、他の港湾の利用形態とのバランスを考慮しながら、このあたりも慎重にやっていただきたいというそういう意見でございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

そろそろ時間でありますけれども今、菊池委員からJWPAとREASPについて設計の問題等ご質問ありましたので、まずそれを答えていただいて、あとは国のほうで、エネ庁と国交省のほうで全体的なコメントいただければと思います。

いかがでしょうか。

○一般社団法人日本風力発電協会（JWPA）

よろしいですか。JWPAの青山でございます。

今のご指摘につきましては、まさにそのとおりだと思います。ただ、波浪に関しては多分50年で設計していると思います。疲労解析のところが多分今30年なんでその解析をどのようにしていくか、これはJWPA内で技術人に検討をさせたいと思います。

以上でございます。

○山内座長

REASPお願いします

○一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）

設計については情報を持ち合わせていないので、また技術の方と相談してみたいと思います。

○山内座長

ありがとうございます。

それでは、全体について国のほうから。

○事務局（古川室長）

皆さまありがとうございます。エネ庁でございます。まず業界団体の皆さまから改めてさまざまなご要望をいただきました。また、委員の皆さまからも、有識者の皆さまからも2ラウンド、3ラウンドの事業者の方々が納得するような施策をという、配慮をというお話もいただきました。

その一方でFIPへの移行についても公募の公平性等の観点で、さまざまなご指摘をいただいている中、いただいているご要望項目についても似たような論点が生じ得るものもあるんじゃないかと思っております、一定程度慎重な検討も必要なんだと思います。

そうした中で何人かの先生方から公募の公平性ですかと国民負担との関係で論点が生じにくいものに関しては早めにご示唆も頂戴しました。ご意見踏まえて、優先順位を付けて検討できればと思っております。

以上でございます。

○山内座長

国土交通省は何かありますか。

○事務局（鈴木室長）

いろいろと貴重なご意見ご指摘ありがとうございました。技術面、設計の面ですとか地域のステークホルダーの方のことでございますとか、あと法律上の規定の枠組みといったようないろいろな貴重なご指摘いただきましたので、そういった中で取り得る中で、でき

る最大限のことを検討していきたいと思います。

今日のご指摘ありがとうございました。

2. 報告事項

(1) 再エネ海域利用法改正法案の成立について

○山内座長

どうもありがとうございました。

これで終わりではない、報告事項がありまして、まず、再エネ海域利用法の改正についてということであります。これはエネ庁のほうからご説明いただきます。

○事務局（古川室長）

エネ庁でございますけれども、前回の審議会で最後口頭で少し申し上げたように再エネ海域利用法の改正につきまして今月法案が成立をいたしまして、11日に公布もさせていただいたところでございます。中身につきましては今、改めて先生方に何かご説明するものもないかなというふうに、お時間もありますので割愛をさせていただきますが、改めて申し上げますとすれば今後、政省令ですとか基本方針、ガイドライン等を整備していくに当たりまして、改めて洋上ワーキングの先生方にご相談させていただくことあるかと思っておりますので、その点何とぞよろしくお願いいたします。皆さま、法案に関するご協力本当にありがとうございました。

(2) 港湾法等改正法案について

○山内座長

ありがとうございました。

それで港湾法の改正について、これも事務局からご説明いただけますか。

○事務局（鈴木室長）

国交省です。港湾法のほう、改正をいたしました。洋上風力に関する部分、真ん中に改正事項として3つございます。1つ目のほうが、基地港湾、今7つまで増えてきてございますので基地港湾の事業者さんの他の港湾も使いたいというような一時的な利用に関する利用調整を行うための協議会を設置する制度というものを創設をいたしました。基地港湾の利用する事業者さんが国交大臣に申し出ていただくということで、利用調整をしていくというような仕組みでございます。

2つ目は港湾区域内において、洋上風力を行っていくということに関して、どこの港湾を利用するのかといったようなことも書いていただくというような改正をするというもの。

3つ目は、北海道と沖縄というのが特別の別の法律で定められているものですから、基地港湾ですとか今回の協議会といった制度の体制に新たに加える必要がありまして、そ

らの改正をしまして今後、北海道とか沖縄においても基地港湾制度というものが同じように適用されるということにいたしました。

以上3つの改正をしてございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、時間の問題もございますので、今日の議論、この辺で終了とさせていただきますが、今日は公募占用指針の改定案についてと、それから完遂させるための事業環境、これを議論していただいたわけですがけれども前者のF I P転等については、ある程度論点が絞られているのではないかなというふうに私は感じておりまして、その辺についてさらに深めるということが必要かなと思っていますし、それから事業環境整備については今日は具体的にいろいろなことが提案されて、委員のご意見もかなり明確になったということだと思います。これについては議論を深めるということが必要でありますので、次回も有識者の方とかあるいは関係団体の事業者の方とか、こういったご意見を伺いながら進めてはどうかと、深掘りしてはどうかと思っておりますので、そういう方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは次回の進め方、事務局からご説明いただけたと思います。

○事務局（古川室長）

皆さま、ありがとうございました。本日ご参加いただいた有識者の皆さまですとか業界団体、事業者の皆さま、そして委員の皆さま、忌憚のないご意見を頂戴し、本当に感謝を申し上げます。特に有識者の皆さまからは、明確な変更にあたっては、その必要性や一体性あるいは入札における競争の要素への影響を考慮すべきですとか、あとF I Pへの移行についてF I P制度が開始された時点で、2022年段階で指針の改定の方向性を提示すべきだったといったご意見も頂戴をしました。

また、最後に山内先生からいただきましたご提案についても事務局のほうで検討させていただきます。

次回の審議会の日程につきましては、改めて事務的にご相談させていただければと思います。

私からは以上でございます。

3. 閉会

○山内座長

ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の合同会議、閉会とさせていただきます。本当にご多忙中のところご熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。

